

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森次 茂廣

被告 株式会社

準備書面 6

令和3年3月2日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士



第1 本件プログラム4について

1 本件プログラム4は気象庁の気象観測統計指針に基づくアルゴリズムであること

(1) 風観測による統計方法は、気象庁の記帳観測の手引き・気象観測統計指針により定められている（乙24の1、乙24の2）。

- ・1日当たりの平均風速は、毎正時の観測値を平均して求める。
- ・風速は、0.25秒間の風速パルス信号を計測する（0.25秒のパルス信号は、1秒間に4往復することになるので、4Hzとなる）。
- ・最大風速は、毎10分の風速の中から最大値を求め、起時の風向を16方位で求める。
- ・最多風向は、毎正時のうち、風向別の観測回数が最も多い風向とし、静隠が最多のときは、次に多い風向とし、すべて静隠なら最多風向を静隠とする。

また、風向観測の平均化方法として、移動平均処理を行うことは、1966年頃から行われている一般的な手法である(乙25)。

- (2) 本件プログラム4の概要(仕様)、即ち、毎正時の観測値を平均して行うこと、毎10分計測した風速の中から最大値を求めること、変換速度を4Hzとすること、平均値は移動平均処理を行うこと、既定値を超えた際に10分間の測定データを記録すること等は、いずれも、気象庁の気象観測統計指針等に基づき被告が発注した仕様であり、原告が創作した仕様ではない。

そして、本件プログラム4のソースコードは、気象庁の気象観測統計指針に基づき被告が発注した仕様にしたがったアルゴリズムであり、本件プログラム4に著作権は認められない。

2 With文は、ありふれた表現手法であること

原告は、本件プログラム4にWith文が使用されているところ、With文を使用するか否か選択の幅があるのだから、本件プログラム4は著作物に当たる旨を主張する。

しかし、With文を使用することは、Visual Basicにおいて、ありふれた手法であり(乙26)、そこに原告の創作性は認められない。

なお、原告が認めるように、本件プログラム4は、With文を用いることにより、メインフォームを一つに固定することを前提にプログラムされている。これは、被告以外の業者が使用することを想定しておらず、本件プログラム4が被告専用のソフトウェアとして制作されたものであることを示すものである。

3 グリッドコントロールは、ありふれた表現手法であること

原告は、グリッドコントロールを使用することに個性が発揮されており創作性がある旨を主張する。

しかし、グリッドコントロールを使用することは、Visual Basicにおいて、ありふれた手法であり(乙27)、そこに原告の創作性は認められない。

4 よって、本件プログラム4は著作物に当たらない。

なお、原告は、本件プログラム4のトリガ機能、メモリー機能、高速サンプリング、連続サンプリング、トリガ収録・プリトリガ収録等が表現されている旨を主張するものの、それは令和3年1月14日付け第5準備書面のソースコードのどこを指しているのか特定されたい。

第2 黙示の許諾に関して

原告の令和2年9月18日付け第3準備書面における黙示の許諾の反論について、以下のとおり再反論する。

- 1 原告は、各本件プログラムが被告内でのみ利用されるとの被告の主張を否認する。

しかし、一方、同書面にて、原告は、各本件プログラムが被告の受注現場でのみ使用されると認識していた旨を認める。これは、各本件プログラムが、原告及び第三者が利用するものでなく被告内でのみ利用されることを、原告が自認していたことに他ならない。

したがって、原告は、各本件プログラムが被告内でのみ利用されることを認識していた。

- 2 原告は、各本件プログラムの使用が被告の受注現場に限定されると認識していたと主張する。

かかる事実について、被告は否認する。もっとも、この原告の主張は、原告の認識内で留まっていたことを示すものである。実際、被告は、各本件プログラムの提供を受けるに当たり、原告から、各本件プログラムの場所的制限について示されたことはなく、そのような合意をしていない。

- 3 原告は、各本件プログラムの複製権等は原告が専有するのであり、被告へ利用許諾条件を示していないことは、黙示の許諾に当たらないと主張する。

しかし、著作権の帰属の問題と著作権の利用許諾の問題とは、岡立するものである。

各本件プログラムは、原告も認めるように、被告の計測業務のために原告が

制作したものであるから、当然、被告が自身の計測業務のため各本件プログラムを利用できることが前提となっていた。そして、被告の各本件プログラムの利用は、全て、被告の計測業務として行われており、すべて許諾の範囲内である。

- 4 原告は、平成27年当時の被告担当者が療養に入ったから被告へ異議を述べられなかった旨を主張する。

しかし、原告は、元々被告の社員であって、当該被告担当者以外にも業務連絡を取り合っていた。実際、訴状5頁に記載されているとおり、原告が異議を述べてきたのは、被告担当者に対してではなく管理職に当たる兼森氏及び丸岡氏に対してである。

したがって、原告は、平成27年当時に被告担当者が療養に入ったとしても、異議を述べることはできたのであり、それにも関わらず異議を述べなかった。

- 5 原告は、本件プログラム1につきライセンスの回数制限を設けていたと主張するが、そのような本件プログラム1につき回数制限の合意はない。

また、平成28年12月19日に異議を述べたのは本件プログラム1についてであり、それ以外のプログラムについて異議を述べてきたのは平成29年1月17日である。

- 6 本件プログラム6について、原告は、避難連絡抗の数に関わりなく、1セット（事務所パソコンとトンネル内の1台又は2台の測定パソコン）のみであることを前提にしていたと主張するが、そのような前提を被告は示されていない。

この用瀬トンネル工事での振動計測は、避難連絡抗ごとに行われるのであり、そのことを被告は事前に原告へ資料を示して説明している。したがって、本件プログラム6は、避難連絡抗の数を前提にしていた。

- 7 本件プログラム6について、原告は、その利用範囲を終点工区に限定していたと主張するが、そのような利用範囲の限定を被告は示されていない。

被告は、計測プログラムを制作するに必要な条件等を具体的に検討するため、現場資料（甲23）を示して説明したに過ぎず、この終点工区でしか使用しな

い旨の説明を行っておらず、また原告とそのような合意をしていない。

第3 消滅時効

原告は、平成28年9月27日当時、被告に対する疑念を深め、本件プログラム1及び2のコピー防止で平成28年10月14日にプロダクトキーを掛けたことを認める。

このように、原告は、遅くとも平成28年10月14日には被告の著作権侵害を疑い始め、プロダクトキーを掛けるという実力手段に及んでいるのであり、その時、原告の手元には、本件プログラム3、4、5が保存されている本件PCがあったのだから、本件プログラム3、4、5の複製について平成28年10月14日には気づいていたといえる。

したがって、本件プログラム1、2、3、4、5の複製につき、令和1年10月14日の経過をもって消滅時効が成立しており、被告はそれを援用する。

以 上